

週刊住宅

2021年(令和3年)7月19日号
NO. 2967 (毎週月曜日発行)

年会員購読料 18,164円(本体・送料込み)(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネット流 新・大家実践塾

162

「死亡する間際の口授」

【質問】
の「口授」(死
亡危急事
して、証人
「遺言の趣意
ことが求めら
る)の「口授」
自らの声に
に対して述
べられてい
る必要があ
るのか?

【回答】必ずしも必要でない
遺言者の希望する具体的な遺言内容が、適切な方法で遺言の直近の時期に遺言者から直接確認され、その確認された内容の文書が作成されている場合において、証人がその文書の内容を死に危急な場合は、生命の危機である場合、通常の形式にこだわらず、ある時間がないような緊急に使用される遺言の形

【質問】死亡危急者遺言を読み上げ、遺言者がこれの「口授(くじゅ)」を否定する発言（「はい」、「そのとおりです」など）として、証人の1人に対して「遺言の趣旨を口授(くじゅ)する」ことが求められている。この「口授(くじゅ)」は、遺言者も、例外的に口授要件を満たすと解されている（東京に対しても述べて述べられていて、必要があるのか？）

中日對外關係
上

の「メン 押さなければならぬ」と規定している。

とする最高裁判所の判例がある（最高裁判所判例 平

証人の内容読み上げに返答

緊急時の遺言要件を満たす

高等裁判所判例 H 30 . の趣旨を「授して、これを遺言書の草案を一項ずつへすることができる。」
7 . 18) この場合においては、それはその都度つなづきながら、遺言者
「はい」と返答し、最後にこの口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、またいかとの証人の質問に対し、「これで遺言書を作つて」といふ緊急時に使用される遺言の形式は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認し、した後、これに署名し、印をした場合、「口授」に当たる

○・△・×・△・○
メーラ=kob_yashi@kklantei.com

